

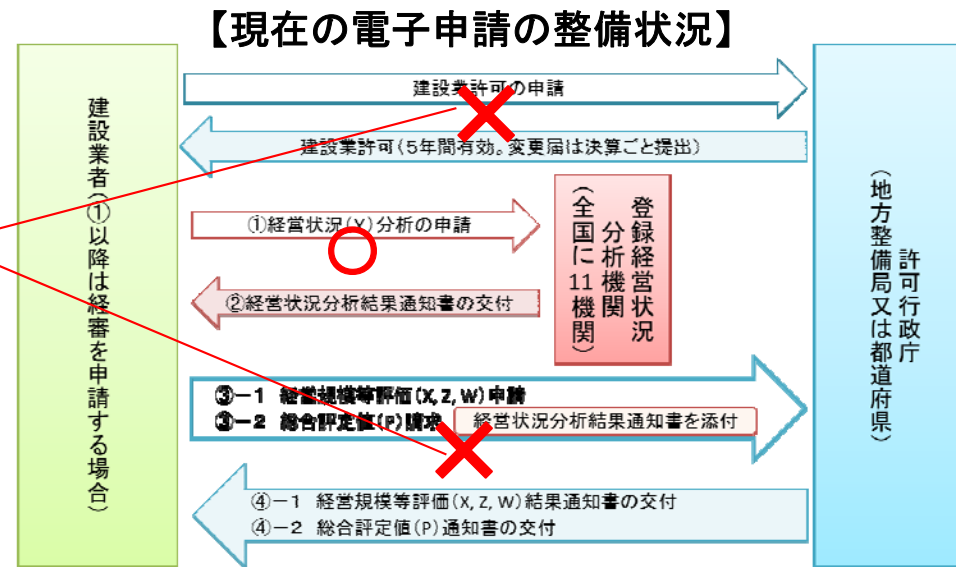
国土交通省 提出資料

<施策の概要>

- 建設業許可、経営事項審査の申請に係る一部の書類について、その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっている状況を踏まえ、申請書類の簡素化等について検討、将来的な電子申請化を目指す。
- 書類の簡素化にあたっては、必要な審査精度を保てるよう、提出書類に関する事後チェック体制の強化、虚偽申請発覚時の処分の厳格化等についても併せて検討する。

○建設業許可申請、経営事項審査申請の電子化

- ・現行、書面での申請が行われている手続の電子化
 - ・申請データの電子的な確認 (審査負担を軽減)
- により、建設企業・許可行政庁の双方の事務を効率化(生産性の向上)



○建設業許可申請書類、経営事項審査申請書類の簡素化

建設業許可や経審等の申請時に添付する確認書類を簡素化(生産性の向上)

(参考)行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(内閣府規制改革推進室、平成29年3月29日)(抜粋)

- 行政手続簡素化の3原則
 1. 行政手続の電子化の徹底
 2. 同じ情報は一度だけの原則
 3. 書式・様式の統一
- 重点分野と削減目標
 1. 重点分野

「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
 2. 削減目標

行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減

中央公共工事契約制度運用連絡協議会における取組み

- 行政手続部会の要請を受け、建設工事・測量等の調達を行っている機関(中央省庁、独法)に加入を要請した結果、加入機関が中央省庁13機関、独法等18機関(計31機関) から 中央省庁17機関、独法等70機関(計87機関)へ大幅増
- 今後、平成31・32年度の競争参加資格審査に向け、様式の統一化に取り組む

(中央省庁17機関)

内閣府
宮内庁
人事院
会計検査院
総務省
法務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省
最高裁判所
衆議院
参議院

(独立行政法人等70機関)

北方領土問題対策協会
国民生活センター
情報通信研究機構
国際協力機構
酒類総合研究所
造幣局
国立印刷局
国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター
国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館
国立科学博物館
物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
量子科学技術研究開発機構
国立美術館
国立文化財機構
教職員支援機構
科学技術振興機構
理化学研究所
日本スポーツ振興センター
日本芸術文化振興会
日本学生支援機構
国立高等専門学校機構
大学改革支援・学位授与機構
日本原子力研究開発機構
高齢・障害・求職者雇用支援機構
福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構

労働者健康安全機構
国立病院機構
医薬基盤・健康・栄養研究所
地域医療機能推進機構
国立がん研究センター
国立循環器病研究センター
国立精神・神経医療研究センター
国立国際医療研究センター
国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター
農林水産消費安全技術センター
家畜改良センター
農業・食品産業技術総合研究機構
国際農林水産業研究センター
森林研究・整備機構
水産研究・教育機構
農畜産業振興機構
産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構
中小企業基盤整備機構
土木研究所
建築研究所
海技教育機構
航空大学校
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
水資源機構
空港周辺整備機構
都市再生機構
国立環境研究所

成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
日本下水道事業団
日本郵政株式会社
新関西国際空港株式会社

赤字が新規加入機関
加入日：平成29年11月1日

- 国、全ての地方公共団体等が参画する「地域発注者協議会」を活用し、入札・契約手続きの簡素化等に係る取り組みについて発注者間で情報共有を実施。
- 引き続き、積極的な情報共有・相互連携に努める。

➤ 提出資料の簡素化

→個別工事において、競争参加者の提出資料を簡素化し、受発注者の負担軽減になる『簡易確認型』を公共工事の発注者に対して周知

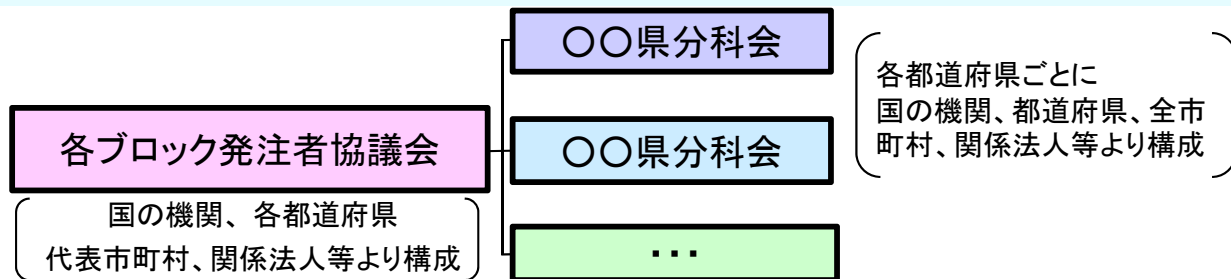
➤ 発注見通しの統合・公表

→国、地方公共団体が当該年度に発注予定の工事について、発注見通しをブロック毎に統合してとりまとめ版を公表（H29.10末時点の参加団体：約800団体）

（参考）

■ 地域発注者協議会について

- 国、都道府県、代表市町村等の発注機関から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置



提出資料簡素化の取り組み(簡易確認型)

- 競争参加資格確認資料についてこれまで約15種類、70枚程度(※実績)提出していたが簡易技術資料1枚の提出に改め、評価値を算定する取組。具体的には、評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。
- H28年度下半期より試行を開始し、H29年度は取り組みをさらに拡大。

